

2 1 川 監 公 第 7 号

平成 2 1 年 7 月 2 7 日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日付け 2 0 川監公第 1 1 号で公表した定期監査、同日付け 2 0 川監公第 1 2 号で公表した財政援助団体等監査及び同日付け 2 0 川監公第 1 3 号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥 宮 京 子

同 後 藤 晶 一

同 宮 原 春 夫

21川総行革第76号

平成21年6月29日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 後藤 晶一 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項により、平成20年12月10日付け20川監報第9号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成20年度定期監査結果に対する措置状況

1 物品売払いの事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

刊行物の有償頒布に当たっては、契約内容に基づき適正な事務を行われたい。

なお、平成16年の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正

により、私人に収納の事務を委託することができる歳入として、物品売払代金が追加されているので、頒布業務及び売払代金の収納事務を委託するなど、契約方法の見直しについて検討されたい。

(環境局緑政部多摩川施策推進課、同部緑政企画担当)

[措置内容]

当該事務に関する売払い契約の内容を再度検証しましたところ、有償刊行物の頒布業務及び売払代金の収納事務について、川崎市職員生活協同組合と委託契約を締結することといたしました。

なお、平成21年度予算に委託費を措置していないため、委託契約は平成22年4月1日から締結いたします。

2 不経済な支出を防止すべきもの

夢見ヶ崎動物公園の水道料金の支出に当たっては、請求内容を確認し、請求金額に経年比較等による異常値があれば、原因の調査を徹底し、不経済な支出を防止するよう努められたい。

(環境局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

[措置内容]

再発防止に向け関係職員に対し、毎月の使用水量を確認し、使用量に異常があった場合には、早急に原因を究明し修繕するよう徹底を図り周知しました。

3 補助金により負担すべき消費税納付額を見直すべきもの

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会から提出された平成19年度川崎市高齢者外出支援乗車事業金額確定報告書に計上されている消費税納付額について確認したところ、課税売上に係る消費税額を計上しており、課税仕入に係

る消費税額を差し引いた金額となっていなかった。

補助金額の確定に当たっては、補助金により負担すべき消費税納付額が正確に算出されているかどうか十分精査し、適正に精算処理を行われたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

[措置内容]

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に対し、平成19年度川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金により負担すべき消費税納付額を算出するよう指示し、内容を確認したうえで過払分556,967円の返還を受けました。

今後は、補助金により負担すべき消費税納付額の算出根拠、算出過程を確認できる資料を提出させ、内容を十分精査してから清算処理を行うよう徹底を図り周知しました。

21川教庶第323号

平成21年6月1日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様
同 奥宮 京子 様
同 岩崎 善幸 様
同 宮原 春夫 様

川崎市教育委員会委員長 佐々木 武志

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年12月10日付け20川監報第9号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成20年度定期監査結果に対する措置状況

1 私人への収納事務委託の事務手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

文化財課の発行する有償刊行物について、頒布業務を川崎市職員生活協同組合（以下「生協」という。）に委託し、生協は実態として私人による物品売払代金の収納事務を行っていた。

物品売払代金の私人への収納の事務の委託については、地方自治法施行令第158条第1項により私人に委託できるとされ、同条第2項により、当該事務を私人へ委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該歳入

の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないと定められている。また、川崎市金銭会計規則第61条第2項には、歳入の収納事務を委託する場合における契約書への記載事項が定められており、事務の内容に関すること等を記載した契約書を作成しなければならないとされている。

しかしながら、文化財課においては、物品売払代金の私人への収納の事務の委託をした旨の告示及び公表がされていなかった。また、契約書には収納に関する事務の委託をする旨その他必要事項が記載されていなかった。

私人への収納の事務の委託をする場合には、施行令及び規則に基づき適正な事務手続を行われたい。

(教育委員会事務局生涯学習部文化財課)

[措置の内容]

平成21年度より、生協に対し文化財課刊行物の有償頒布業務に係る収納事務を委託し、契約書にその旨を明確に記載するとともに、収納業務を委託した旨を告示し、かつ公表した。